



三昭運輸分会の不当労救済申立・審問開始 社会保険労務士の不当な介入を許さない！

神奈川県南支部の三昭運輸分会が昨年 12 月 20 日に行った不当労働行為の救済申立にもとづく第一回審問が本日午前 11 時から神奈川県労働委員会で行われました。

三昭運輸分会では、会社側が 2013 年から社会保険労務士を団体交渉メンバーに加えて以降、社労士の主導で団体交渉がすすめられ、その結果、会社側の不誠実団交が常態化し、やがて会社は団体交渉そのものを事実上拒否するまでに至りました。

そうしたなかで分会は、昨年 3 月に「団体交渉ルールの確立」を求めて県労働委員会のあっせんを試みました。県労委では、あっせん申請に対し労使関係の正常化に向けた和解案を提示し、会社側の説得を繰り返しました。しかし会社側は「不当労働行為で訴えられても県労委のあっせん案で和解することはできない」との強硬な態度を変えなかったため、あっせんは不調に終わっていました。

本日の審問では、書面の確認などを行ったあと、組合側代理人の小池拓也弁護士が、戦後日本の労働組合が担った役割の歴史的な背景や社会保険労務士本来の任務などにも触れながら三昭運輸(株)の労使関係を悪化させてきた社労士の責任を明確に指摘



県労委に集合した三昭運輸分会と支援の仲間

する意見陳述を行い、つづいて三昭運輸分会の北川書記長が組合結成から現在に至るまでの経緯を簡略に述べました。

そのあとは、次回期日を 6 月 6 日(水)午後 5 時と確認して終了しました。

なお、この日の審問には分会の 5 人をはじめ神奈川労連の山田事務局長、建交労神奈川県本部の伊藤委員長、高橋書記長、県南支部からは佐藤章委員長をはじめ 6 名、湘南労連関連 5 名、日本共産党の寒川町議会議員 2 名が参加しました。

滋賀県警が弁護士法違反疑いで社労士を書類送検！

滋賀県警が今年 3 月に、ホテル経営会社と労働組合（外部組織）との団体交渉に社会保険労務士が出席して「経営側の代理人と受け取れる発言」（ホテル経営側の意向を代弁）をした容疑で書類送検したと産経新聞が報道しました（社労士は容疑を認めているという）。弁護士法では、弁護士でない者が代理などの法律行為をすることを禁じていますが、近年は社会保険労務士が介入して労使関係を悪化させる事案が急増しており滋賀の事案が断罪されれば、今後の労使関係健全化に展望を示すものです。